

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年10月20日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器出口洗浄用止め弁の分解点検において、弁体及び弁座に傷及び浸食が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
2	2号機	補機冷却海水系配管オリフィス板点検において、腐食(SW-29ライン、1箇所)が認められたため、当該オリフィス板を点検・修理。	GⅢ	
3	2号機	補機冷却海水系配管点検において、配管内面ライニング(被覆)に孔食(SW-1、2、5、15、29ラインに5箇所)が認められたため、当該ライニングを補修。	GⅢ	
4	4号機	中央制御室換気空調系設備冷凍空冷コンデンサーファン電動機(D-3)点検において、当該電動機軸受ベアリングブラケットに不具合(ベアリング取付嵌め合い不良、部品不良等)が認められたため、当該電動機を修理。	GⅢ	